

平成 26 年度田原市福祉有償運送運営協議会議事録

1. 開催日時 平成 26 年 8 月 22 日 午後 3 時 00 分から午後 4 時 40 分
2. 開催場所 田原市役所 302 会議室
3. 出席者
- | | | |
|-----|--------------------------|-------|
| 会長 | 田原市健康福祉部長 | 白井 英俊 |
| 副会長 | 名古屋大学大学院環境学研究科都市環境学専攻准教授 | 加藤 博和 |
| 委員 | 渥美交通株式会社 | 鈴木 雅 |
| 委員 | 愛知県タクシー協会（豊鉄タクシー（株）） | 小川 健司 |
| 委員 | 田原市老人クラブ連合会会長 | 瓜生 堅吉 |
| 委員 | 田原市身体障害者福祉協会会長 | 森下 達矢 |
| 委員 | 中部運輸局愛知運輸支局 | 鈴木 隆史 |
| 委員 | タクシー乗務員代表（豊鉄タクシー（株）） | 山田 栄次 |
| 委員 | 特定非営利活動法人 MA・はろー | 河合 克典 |
| 委員 | 田原市社会福祉協議会会長 | 豊田 慈證 |
| 委員 | 田原市民生児童委員協議会会長 | 近藤 信子 |

更新団体 社会福祉法人社会福祉協議会
社会福祉法人福寿園
社会福祉法人成春館
特定非営利活動法人渥美の菜たね

事務局 健康福祉部高齢福祉課長 宮川 裕之
健康福祉部高齢福祉課 三宅 寛道
健康福祉部高齢福祉課 杉浦 宏紀

4. 会議の内容

1 あいさつ

2 報告事項

- ・平成 24 年・平成 25 年度の福祉有償運送の実績について

3 協議事項

- ・福祉有償運送の現状と必要性について
- ・更新登録申請団体の審査について

社会福祉法人 社会福祉協議会

社会福祉法人 福寿園

社会福祉法人 成春館

特定非営利活動法人 渥美の菜たね

- ・自家用有償運送の事務権限の委譲について

4. その他

- 資料1 福祉有償運送利用実績
- 資料2 田原市の現状と福祉有償運送の必要性
- 資料3-1 申請内容審査資料
- 資料3-2 各事業者申請内容資料
- 資料4 田原市福祉有償運送運営協議会設置要綱
- 資料5 田原市福祉有償運送運営協議会運営要綱

【高齢福祉課長】

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
ただいまから福祉有償運送運営協議会を始めさせていただきます。
会議の開催にあたりまして、白井会長からご挨拶を申し上げます。

【白井会長】

毎日暑い日が続いております。広島の方でも雨で被害がでております。田原市については台風11号のときは若干雨が降って、宇連ダムの貯水率も上がって、節水を考えていたため、田原市にとっては恵みの雨となりました。今後も危機管理としてしっかり対応していきたいと思っております。本日は福祉有償運送運営協議会ということで今年度初めての会議となっております。今回は4事業所が登録申請ということになっております。時間が短い中ですが、審議をよろしく願いいたします。

【高齢福祉課長】

ありがとうございます。まず福祉有償運営協議会ですが、会議は公開が原則となっており、会議終了後議事録をホームページで公開させていただきますので、よろしく願いいたします。会議の進行については運営要綱で会長が行うことになっております。今後の進行につきましては、会長よろしく願いします。

【白井会長】

それでは会議の進行をさせていただきたいと思えます。

本日委員の方の名簿が配られておりますが、M・Aはろ一理事長河合富美子さんの代理で河合克典さんが参加しております。それではまず資料の確認を行います。事務局お願いします。

【高齢福祉課長】

資料の確認を行います。まず本日の次第があります。一枚めくっていただきますと協議会

の委員の名簿、それから資料 1、資料 2、田原市の校区の図、田原市の公共交通の路線図、資料 3-1 として申請内容の審査資料、資料 3-2 で社会福祉協議会はじめ 4 つの事業所の変更事項比較表、東三河南部交通圏運賃範囲。そして本日追加資料ということで、第 2 次田原市公共交通戦略計画の裏表のもの、座席表をお配りさせていただきました。また 4 事業所の申請資料がお配りしてありますが、これについては会議終了後回収させていただきますので、よろしくお願いたします。会議の資料の確認につきましては以上です。

【白井会長】

それでは 1 の報告事項について、平成 24 年・平成 25 年度の福祉有償運送の実績について、事務局お願いします。

【事務局】

資料 1 をご覧いただきたいと思います。田原市においては、6 事業所が福祉有償運送を実施しておりますので、平成 25 年度の事業実績を報告させていただきます。表 1 の登録会員数でございますが、平成 25 年度は 820 名の方が登録をしていただいております。平成 24 年度と比較すると 94 人増となっております。内訳として要介護の方が 60 名増えております。表 2 の利用回数ですが、合計で 6,177 回の利用となっております。24 年度の実績と比べると 17%増となっております。内訳で比較すると全体が 10%前後の増となっておりますが、療育手帳をお持ちの方は約 50%増となっております。表 3 の利用目的ですが、表 2 の利用回数の目的別の回数になります。通院回数を見てもらいますと、平成 25 年は 4,735 回と大きく増えており、全体の 76.7%と多くをしめております。表 4 の運行体制ですが、大きな変動はありませんが、運行台数が 2 台減となっております。欄外に参考ですが、平成 24 年～平成 26 年 4 月時点での要支援・要介護・各障害手帳所有者の人数を載せてあります。参考にご覧いただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

【白井会長】

それでは、平成 24 年、平成 25 年度の輸送実績等報告がありました。何かご質問などありますか。

また何かありましたら、ご質問いただければと思います。それでは 2 番の協議事項に入っていきます。それでは協議事項(1)の福祉有償運送の必要性について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは資料 2 をご覧ください。福祉有償運送の現状と必要性についてですが、本日、4 事業所から更新申請が提出されており、その前に、本市における福祉有償運送の必要性につ

いて、共通の認識をみなさんにもっていただきたいと思います。

田原市における交通手段としては、自家用車等、バス、タクシーなどの交通機関、そして福祉有償運送となっております。

資料 2 の下段に、高齢者の移動手段として、田原市地域公共交通戦略計画策定の際に実施されましたアンケート集計が参考に載せてあります。ご覧ください。

高齢者の移動手段の 8 割は自家用車を利用されていますが、約 2 割の方は、自家用車以外の移動手段を必要とされています。

また、通院にかかる手段としては、約 8 割の方が自家用車を利用されていますが、約 1 割の方がバスなどによる移動手段以外の手段を必要とされています。

障害者や高齢者、要介護認定を受けられた方など、移動に何らかの支援が必要となる場合に、家族などにより移動手段が確保されない場合もあります。

このような場合については、電車やバス、タクシーを利用することとなりますが、これらを利用するにあたっては、何らかの支援をしていただく必要がある方も多くおられます。しかし、福祉有償運送については、利用する方の負担も軽減され、スムーズな移動を可能としています。

このように、福祉有償運送は移動の負担を軽減するなど、欠かせないものであります。

資料 2 の右上に、市内の高齢者の要介護 3 以上、障害者の下肢・体幹機能障害者の人数が記載してあります。この全ての方が月 2 回利用されたとすると、年間 83,232 回の利用実績となります。

一方、現在の 6 事業所の車両が 35 台合計ではありますが、その全てが毎日 3 往復の運行を行なったとしても、年間 76,650 回の利用となります。先の運行回数 2 回とした場合、運行回数に満たないこととなります。

また、利用時間が集中したりしますと、更に対応が困難となる状況であります。

それを受け、第 2 次田原市地域公共交通戦略計画においても、有償パーソナル交通のひとつとして、福祉有償運送は充実させていくこととして位置づけられています。そうしたなかで、田原市において福祉有償運送は非常に重要であり、今後充実させていくこととなりますので、よろしく願いいたします。

別紙に小学校別の高齢化率や有償運送登録会員数、次には公共交通路線図などの記載した資料がございます。参考に確認していただければと思います。

【白井会長】

福祉有償の必要性について、事務局から説明がありましたが、何かご質問などありますでしょうか。

それでは田原市にとって福祉有償運送の必要性があるということで、皆様にご確認いただけたということで、よろしいでしょうか。

では、(2)の 4 事業所の更新申請について協議に移りたいと思います。それでは、事務局説

明をお願いします。

【事務局】

資料 3-1、資料 3-2 及び各事業者の登録申請資料を使って説明を行います。

まず社会福祉協議会から説明を行いたいと思います。運営要綱第 4 条第 7 項に特別の利害関係を有する者は議事の議決に関わることができないとあります。今回社会福祉協議会の会長である豊田委員が該当するため、一時退席していただきたいと思います。

それでは説明に入りたいと思います。

社会福祉協議会は社会福祉法人であり、登録資料の定款、全部事項証明書、役員名簿で確認をお願いいたします。

次の運送の対象については、会員数が全部で232名、内訳は身体障害者25人、要介護認定者216人、精神障害者2人、身体障害、要介護認定者で11名重複があります。

運送の形態は、運送の発着地のどちらかは田原市内でなければならず、会員のみなさんすべて田原市在住であり、田原市内を発着地として使っております。

会員登録については、会員名簿を添付してもらい確認しております。

社会福祉協議会の使用車両は、全部で8台ございまして、車イス車5台、回転シート車3台となっております。

使用権原については、全て法人の所有している車です。

運転者について、1種免許の場合は、国土交通大臣が認定した研修等を修了していることありますが、10名が移動ネットあいちのフォローアップ研修を修了、7名の方が移動ネットあいち安全運転教育を修了しております。また運転記録証明を17名分いただき、免停が2年以上ないことを確認しております。

損害賠償ですが、対人、対物とも無制限という保険に加入されており、基準を満たしております。

次に運送の対価ですけれども、タクシーの上限運賃の概ね2分の1以下の範囲であることとなっております。平成26年4月1日からタクシー料金の改正があり、東三河南部医療圏の円となっております。今回の更新に伴い、料金の改正があります。運賃ですが、1.5kmまで350円、2kmまで430円、その後1km毎に160円の加算となっております。1.5kmまではタクシー700円、社会福祉協議会350円、2kmではタクシー860円、社会福祉協議会430円、加算運賃は、タクシーは984mで320円加算ですが、社会福祉協議会は1kmで160円加算であり、タクシー運賃の半額を満たしております。

管理運営体制ですが、運行管理の体制を記載した書類を田原、渥美、赤羽根の3か所分提出していただいております。

運行管理責任者についても、運行管理責任者の承諾書を田原、渥美、赤羽根の3か所分提出していただいております。最後に法令遵守ですが、許可を受けようとする者が、道路運送法第79条の第1号から第4号の欠格事由に該当するものでないことですが、宣誓書を頂いて

おり確認をしております。

【白井会長】

それでは、社会福祉協議会の登録申請について、何か質問などありませんか。

【加藤副会長】

今回料金の改定がありますが、消費税増に伴った値上げですか。また利用者の方は納得していますか。

【社会福祉協議会】

料金については、現状に消費税分のみ加算するのであれば運行が困難であるため、タクシー料金の半額の上限まで上げました。利用者には料金改正について、説明を行っておりますが、特に拒否されるようなことはありませんので、問題ないかと考えております。

【加藤副会長】

J Aの保険についてですが、「営業類似行為、自家用自動車の場合で対価を得て運送すること」の欄が「無」となっているのですが、これで問題ないですか。

【事務局】

今すぐに確認できることではありませんので、事務局預かりとさせていただいて、確認が出来次第、委員の皆さんに確認できたことを書面にてお知らせし、それをもって運営協議会の協議が調ったとさせていただきたいと思えます。

【白井会長】

それでは、今回の更新申請について、保険の確認については会長・事務局に一任していただくということで、それが確認できしだい協議が調ったということを通知させてもらって運輸支局さんのほうに登録申請を実際に行うということで、条件付きで協議が調ったということによろしいでしょうか。

それでは、承認ということで、社会福祉協議会さんは保険について確認をして、いただきたいと思えます。

では豊田委員に席に戻っていただきます。

次に参りたいと思えます。福寿園の説明をお願いします。

【事務局】

福寿園は社会福祉法人であり、登録資料の定款、全部事項証明書、役員名簿で確認をお願いいたします。

次の運送の対象については、会員数が全部で301名、内訳は身体障害者16人、要介護認定者286人、身体障害、要介護認定者で1名重複があります。

運送の形態は、運送の発着地のどちらかは田原市内でなければならず、会員の298名が田原市、2名が豊橋市、1名が浜松に住所を有しています。運送はすべて田原市を発着地とした運送を行っております。

会員登録については、会員名簿を添付してもらい確認しております。

社会福祉協議会の使用車両は、全部で6台ありまして、車イス車4台、回転シート車2台となっております。

使用権原については、全て法人の所有している車です。

運転者について、1種免許の場合は、国土交通大臣が認定した研修等を修了していることありますが、6名が移動ネットあいちのフォローアップ研修を修了、6名の方が移動ネットあいち安全運転教育を修了しております。無事故無違反証明書を12名分いただいておりますが、2名については2年間の無事故無違反の期間が2年未満であるため、運転記録証明の取得を依頼しております。運転記録証明については事務局預かりとし、後日確認ができればいみなさまに御連絡したいと思います。

損害賠償ですが、対人、対物とも無制限という保険に加入されており、基準を満たしております。

次に運送の対価ですけれども、福寿園さんも料金の改正があります。運賃ですが、1.5kmまで350円、2kmまで430円、その後1km毎に160円の加算となっております。1.5kmまではタクシー700円、福寿園350円、2kmではタクシー860円、福寿園430円、加算運賃は、タクシーは984mで320円加算ですが、福寿園さんは1kmで160円加算であり、タクシー運賃の半額を満たしております。

管理運営体制ですが、運行管理の体制を記載した書類を田原、渥美の2か所分提出していただいております。

運行管理責任者についても、運行管理責任者の承諾書を田原、渥美の2か所分提出していただいております。最後に法令遵守ですが、許可を受けようとする者が、道路運送法第79条の第1号から第4号の欠格事由に該当するものでないことですが、宣誓書を頂いており確認をしております。

【白井会長】

それでは今の説明に対して何か質問はありますか。

【鈴木委員】

現在利用している車両について、1台平成11年に初年度登録となっているのですが、車両更新の予定はありますか。

【福寿園】

車両を変更する予定はありません。しばらくは使う予定です。

【加藤副会長】

豊橋市、浜松市の方が計 3 名おりますが、発着地のいずれかが田原市でなければなりません。どういった形で利用されていますか。

【福寿園】

3 名とも田原市に在住であり、住民票上、豊橋市及び浜松市となっております。

【白井会長】

登録の住所は住民票の住所でなくても、実際に迎えに行く場合の住所でいいのではないかと思います。

【加藤副会長】

料金の改正理由を教えてください。また利用者の方への説明等はしていますか。

【福寿園】

先程の社会福祉協議会同様、現状の値段設定では運行によるロスが大きく、タクシー料金の半額ギリギリまで上げました。利用者への説明はまだ行っていません。今後行っていく予定です。

【白井会長】

今回の登録申請についてですが、運転者 2 名の 2 年間の運転免許停止期間の有無について、運転記録証明書にて確認ができればという条件付きではありますが、承認ということでしょうか。

みなさまの承認がとれましたので次の審査にまいりたいと思います。事務局説明をお願いします。

【事務局】

成春館は社会福祉法人であり、登録資料の定款、全部事項証明書、役員名簿で確認をお願いいたします。

次の運送の対象については、会員数が全部で4名、内訳は身体障害者3人、要介護認定者1人です。

運送の形態は、運送の発着地のどちらかは田原市内でなければならず、会員全員が田原市在住となっております。

会員登録については、会員名簿を添付してもらい確認しております。

成春館の使用車両は、全部で2台ありまして、車イス車2台となっております。

使用権原については、全て法人の所有している車です。

運転者について、1種免許の場合は、国土交通大臣が認定した研修等を修了していることありますが、4名が移動ネットあいちのフォローアップ研修を修了しております。運転記録証明書を4名分いただいております。

損害賠償ですが、対人、対物とも無制限という保険に加入されており、基準を満たしております。

次に運賃ですが、360円、その後1km毎に80円の加算となっております。2kmではタクシー860円、成春館430円、加算運賃は、タクシーは984mで320円加算ですが、成春館さんは1kmで80円加算であり、タクシー運賃の半額を満たしております。

管理運営体制ですが、運行管理の体制を記載した書類を提出していただいております。

運行管理責任者についても、運行管理責任者の承諾書を提出していただいております。最後に法令遵守ですが、許可を受けようとする者が、道路運送法第79条の第1号から第4号の欠格事由に該当するものでないことですが、宣誓書を頂いており確認をしております。

【白井会長】

それでは今の説明に対して何か質問はありますか。

【鈴木委員】

車両の初年度登録平成11年と平成12年ですが、買い替えの予定はありますか。

【成春館】

変える予定はありません。乗れる間は使用します。

【白井会長】

料金については改正なしということでよろしいでしょうか。

【成春館】

はい、そのとおりです。

【白井会長】

それでは、今回の登録申請についてですが、承認ということでよろしいでしょうか。

【加藤副会長】

福祉有償運送は移動困難者の移動確保が目的であるため、利用の拡大をしていただきたい

と思います。

【白井会長】

みなさまの承認がとれましたので次の審査にまいりたいと思います。事務局説明をお願いします。

【事務局】

渥美の菜たねはNPO法人であり、登録資料の定款、全部事項証明書、役員名簿で確認をお願いいたします。

次の運送の対象については、会員数が全部で199名、内訳は身体障害者52人、要介護認定者136人、知的障害者8名、精神障害者1名、その他2名となっております。

運送の形態は、運送の発着地のどちらかは田原市内でなければならず、会員の181名が田原市、18名が豊橋市に住所を有しています。豊橋市在住の方は全て渥美病院の通院に利用しているため、運送はすべて田原市を発着地とした運送を行っております。

会員登録については、会員名簿を添付してもらい確認しております。

渥美の菜たねの使用車両は、全部で9台ありまして、車イス車2台、セダン型7台となっております。車イス車2台は法人所有の車両ですが、残り7台は個人所有の車両であり、有償運送事業に係る自家用自動車の提供と使用に関する契約書を7通添付していただいております。

運転者について、2種免許は1名該当し運転免許のコピーが添付してあります。1種免許の場合は、10名が豊田ハンディキャップの会移送サービス運転協力者講習会を修了しており、運転記録証明を10名分いただいております2年間の運転免許停止処分を受けていないことを確認しております。

損害賠償ですが、対人、対物とも無制限という保険に加入されており、基準を満たしております。

次に運送の対価ですけれども、渥美の菜たねさんも料金の改正があります。運賃ですが、1.5kmまで350円、4kmまで400円、4km以降は1kmあたり90円で10円単位を四捨五入の金額となっております。1.5kmまではタクシー700円、渥美の菜たね300円、2kmではタクシー860円、渥美の菜たね400円、タクシーは984mで320円加算ですが、渥美の菜たねさんは1kmで90円加算であり、タクシー運賃の半額を満たしております。

管理運営体制ですが、運行管理の体制を記載した書類を提出していただいております。

運行管理責任者についても、運行管理責任者の承諾書を提出していただいております。最後に法令遵守ですが、許可を受けようとする者が、道路運送法第79条の第1号から第4号の欠格事由に該当するものでないことですが、宣誓書を頂いております確認をしております。

今回資料にはついておりませんが、一台平成26年8月末で車検の有効期限を迎える車両が1台ありますが、本日新しい車検証のコピーをいただいております。

【白井会長】

それでは今の説明に対して何か質問はありますか。

【加藤副会長】

会員のところにその他のその他が 1 名とありますが、どのような方がその他となっておりますか。

【渥美の菜たね】

特定疾患の方がそこに該当しております。

【白井会長】

1 台 J A 愛知みなみの保険の車があり、「営業類似行為、自家用自動車の場合で対価を得て運送すること」の欄が「無」となっているのですが、問題ないですか。

【事務局】

渥美の菜たねさんは福祉有償運送使用申告書と使用承諾書を提出していただいております、こちらで J A 愛知みなみさんから福祉有償運送に使うことの承諾をいただいていることを確認しております。

【白井会長】

今回の登録申請についてですが、承認ということよろしいでしょうか。

みなさまの承認がとれましたのでこれで今回の協議事項については終了となります。

各事業者のみなさまについては、ここで退席していただければと思います。

【白井会長】

それではその他の方に入りたいと思います。その他の一番目ですが、自家用有償運送の事務権限の委譲についてですが、国の方から話が出ております。今愛知運輸支局の方もおりますが、地方分権ということで愛知運輸支局の方がいらっしゃいますので、愛知運輸支局の方に制度についてご説明をお願いしたいと思います。詳細を聞いて田原市としてもこれを受けるかどうか検討したいと思います。加藤先生も検討会の委員になられておりましたので、また補足の説明などお願いできればと思います。

【鈴木委員】

私の知りえる範囲で説明します。自家用有償運送については内閣府から地方へ権限委譲という話があり、権限の委譲が項目をして挙がっています。国交省のスタンスとしては、

受けられるなら受けていただければよいというスタンスです。今は、申請書等をいただいてチェックするという書類上の審査だけして、ただ保管しているだけであればこの自治体でも可能だと思いますが、運営協議会の運営、運送の対価の基準の目安、独自でやられているローカルルールが存在など、平成18年からの流れもあって、支局でデータやノウハウの蓄積をしている状況にあります。また、他の地区とのバランス関係とかタクシーなどは交通圏単位であって、一つの市町だけでは完結していないこともあるため、そのあたりのバランスをみて業務を行っています。先日、県内で権限委譲に対する興味の有無を確認してみましたが、事務局として受ける気のある自治体はありませんでした。理由を聞くと、事務的にやるのはマンパワーでなんとかなるなら受けますが、支局が会議に参加していることによってできている関係箇所との調整が全て市町村に降りてきてしまうのは、人の割り当ても含めて難しいということのようです。先ほどお話ししたとおり、一つの行政区内で完結するものでもないの、支局として事務の権限委譲を強制的に進めていくかというとなかなかそうもいきません。制度的には、選択性・手上げ方式で、やれる自治体がやる方向になっています。では、県ならどうかということですが、地域バランスをみて県内の交通は県がやってくださいと描かれてしまった場合に県ができるかどうかになると、先ほどの市町村と同じで全て降りてくると体勢が整わないので、事務方としては難しいのが現状のようで、県としては今のところ受けることは考えていないと聞いています。愛知県の市町村課の方が各市町村に確認しているようですが、各市町村で受けるのであれば県として何ができるかこれから考えるというスタンスです。あと国から委譲した後に国の関与があるかどうかですが、権限委譲ですので、基本的には何も無いと思っています。例えば、申請書に関するチェックや相談も市になります。愛知運輸支局では、79条自家用有償運送でも監査の権限を持っているものの、人的な理由で監査としてキッチリやれていない実態がありますが、管理監督の点から見るとそういったものも一緒に落ちてきます。単純な書類の捌きだけでなく、調整や監査みたいな事後チェックも含めて丸ごと委譲されるというイメージであると認識しています。

【高齢福祉課長】

市としては、何も情報がない状態で県からどうしますかと流れてきて、必要性でもいいましたが、市が権限委譲を受けることによって福祉有償運送がこれから拡大しやすくなるというのであればと前向きに考えてもいいのではないかと思ったのですが、今の状況でそれを受けるのは難しいなど。

【鈴木委員】

必要性などをしっかり説明してもらえれば、今でも拡大することは可能です。

【高齢福祉課長】

市が持つことによってメリットがあるとすれば、少し無理にでも、今広域連合というのが話し合われている中で、広域連合を視野に入れれば権限委譲を受けれるということがあれば、当然市の福祉有償運送が進んでいくということが前提ではありますが、そういった部分があればと思いましたが。

【鈴木委員】

市町村単位で権限委譲になる場合、単独市町村では市境の方が救いづらいのではというのを個人的には感じています。県下 54 市町村あるんですが、全部の市町村が受けてもらわないと運輸支局としてもバランスが取りづらく、例えば、田原市だけ権限委譲したとしてもあまり意味がないのではないかと懸念があります。

田原市の計画はタクシーからバスから全部含めての計画でその一部としての福祉有償運送であり、公共交通会議もありますので、本当に分けることはなかなか難しいのかも知れません。ただそれは田原市だからであって、他の市ではできていません。もし田原市が受けることを選択したとしても、運輸支局として何ができるか、当方としても考えなければなりません。ただ、権限の委譲の時には国の方でマニュアルを整備するなど、スムーズな委譲ができるようにしたいとは考えています。

【白井会長】

それでは、加藤先生に補足などをお願いできればと思います。

【加藤副会長】

私は内閣府の地方分権改革有識者会議地域交通部会の委員ということで、自家用有償運送を政府として事務権限委譲したいということで具体的にどうするかをする検討をするメンバーとして入っておりました。その後国交省の方で細かいことをつめる委員会の委員をやりました。権限委譲は仕事をもらうだけで、裁量が増えるわけではない。私はやることで増えるのであればできることも増やすようにしたらどうかと言ったのですが、裁量拡大は事務権限を受ける受けないに関わらず拡大する、と回答をいただきました。なので、個人的には受けない方がいい。ただし、例えば北設楽のような運輸支局から遠いところは、書類を出しに行くのも大変ですし、運営上その方がいいだろうと思いますので、隔絶地・遠隔地にはおすすめしています。具体的に制度設計については、どれぐらいやれることが増えるかの方が興味がある。それについては福祉有償では、「いろはに」が出てくるのですが、「い」が身体障害、「ろ」が要介護、「は」が要支援、「に」がその他。これを裁量を増やせるようにしようと。困っている人がいて、バス会社やタクシー会社でなんともならない人がいるので、それならこの福祉有償でやるべきではないのかということです。今度考えているのは、そういった人達をその他に入れたいということでタクシー会社などにやれるかどうかを聞いて、うちではできないということなら福祉有償運送運営協議会にかける、で

きますということであれば責任をもってやってもらう。今までですと、相手にやってはいけないと言っている自分でもやらない、これからは相手にやってはいけないと言うのであればやってもらうという形にしていく。具体的には公募等ですとかですね。福祉ですと隣の市までみるので、田原でいえば豊橋まで含めて、田原でこういう輸送ができるところを挙げて下さいということをお皆さんに聞いて、できるところがなければ運営協議会が主導で行っていきましょう。福祉有償はそれほど広がらないと思いますが、過疎地有償の方が広がる可能性があると思います。例えば旅行者、今だと対象になってないですが、旅行者でタクシーもバスもないが、なんとかそこへ行きたいと、地域のボランティアの方がバスの周辺まで来てそこからやっていく。それから法人格がなくても可能にする、例えば町内会とかでも可能になる。これもいろいろ批判があったが、検討している。そういったことで自由になる一方で、まずバス・タクシー会社さんに門戸を開放して、やれるものはやってもらう。あと戦略計画の話が出たんですが、法定の連携計画は11月の法改正によって形成計画と名前が変わりますが、今後は形成計画の中でタクシーや福祉有償などについても扱う。福祉の部局の方には申し訳ないかもしれませんが、交通部局の方にリーダーシップをとってもらうことが望ましい。そして福祉有償については福祉部局の方にバックアップしてもらう。そもそも福祉の方に道路運送法とか言ってること自体がナンセンスということで、今まで法律のどこにも記述はありませんでしたが、今度の報告書で明記したわけです。

あと市町村が手を挙げないと県が手を挙げるができる。ただ愛知県は考えていないようです。この協議会については、単独でやるのも考えられますし、公共交通会議の部会としてやるのも考えられますし、北設楽などはそうなんですが、完全に統合するのも考えられます。ただ田原市はNPOさんも多いですので、部会としてやるのがいいのかなと思います。一緒にやると八王子線とか伊良湖本線がどうか、NPOさんはどうかと聞くのは少しどうなのかなと思いますので、下部組織としてやるのがいいのではと思います。これはあくまでも個人的な意見です。

【鈴木委員】

道路運送法自体は民でやれることは民でやりましょうという趣旨だと認識しています。でも民だけでは全部は埋まらないので、そのために自家用有償運送などでカバーしましょうということです。民ではやれないけれども、困っている人のために作らなくてはならないということもあるので、やはり事業の必要性についてはきちんと議論すべきだと思います。

【加藤副会長】

複数市町村でやることも可能で、例えば大阪府では府内をいくつかのブロックに分けて、そのブロックの市町村で協議会を持っています。ただ事務局を持ち回りでやっているみたいで、その年が終われば終わったと思って、全く継続性がなく、自治体のただ事務として

やっている。北設楽は計画作って、ポリシーを一致させて、3町で行っているのも意味がある。事務を楽にするというだけではどうなのかと思しますので、福祉政策として、例えば田原市はどういう移動まですくうのか、豊橋は違うというのなら、協議会は違った方がいいのではないかと。

【白井会長】

私も本日検討会の最終取り纏めを見させてもらって、前半は嫌だったんですが、後半はあってもいいのではないかと、最初に委譲の話があって、最後の方は夢ではないですが、生活支援ボランティアのこともあり、そういうこともあって、それについてはいいのではないかと。ただ条件付きというのと一過性というのが。

それと事業ですけど、福祉有償運送についてですが、平成18年に道路交通法が改正されて、運営協議会設置しないと、できないということになってしまった。本来は全体の中でどうかというのが基本なので、そういう形にしたい。そもそも交通がどうかということは福祉部局では分からないので、切り離すのではなく、一緒にやっていければと思います。ただそれは経営企画課の方がどう考えているか。当然我々も知らないのだからいけないので、一緒にやっていくわけですが。

【加藤副会長】

タクシーは支局が権限を持っていながら、有償運送の権限だけ市がもらっても、調整がつかない。しかも運営協議会はオブザーバーという形になってしまうので、非常に怖い。

【鈴木委員】

移行についてはちゃんと移行できるようにというのはありますが、移行した後にどんな立場で行うかは今のところ白紙です。

【白井会長】

ありがとうございます。

この際、委員の方で何かありますか。

それでは今日は3時からということで、長い時間ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。